

令和8年度

**地域型保育事業
指導監査基準**

横 浜 市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・ 監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・ 改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆指摘基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

略称	正式名称		公布年月日
家庭的等認可基準条例	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例	条例第47号	平成26年9月25日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例第48号	平成26年9月25日
建築基準条例	横浜市建築基準条例	条例第20号	昭和35年10月10日
自助共助推進条例	横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例	条例第30号	平成25年6月5日
震災対策条例	横浜市震災対策条例	条例第4号	平成25年2月28日
市認可確認要綱	横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱	こ保整第1465号	平成27年3月26日
市居宅訪問型(障害・疾病等)認可確認要綱	横浜市居宅訪問型保育事業(障害・疾病等)認可・確認等要綱	ここ施第1115号	令和7年1月27日
土曜共同保育要綱	土曜日共同保育に関する実施要綱	こ保運第2747号	平成29年3月17日
市向上支援費等取扱要綱	横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日
市延長保育要綱	横浜市延長保育事業実施要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日
市障害児等の保育・教育要綱	横浜市障害児等の保育・教育実施要綱	こ保運第3729号	平成27年4月1日
市防災計画	横浜市防災計画		令和6年4月
休園日等に係るガイドライン	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の休園日等に係るガイドライン	こ保運第2654号	平成19年3月30日
	公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」について	こ保運第3321号	令和2年11月19日
	「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について	こ保運第2157号	令和元年9月27日
	保育所及び地域型保育事業における実費徴収について	こ保運第2843号	平成31年3月20日
	保育所及び地域型保育事業における寝具に関する実費徴収の取り扱い等について	こ保運第3566号	令和2年3月17日
	保育施設における児童の安全対策等の徹底について	こ保運第1052号	平成26年6月26日
	保育所等における児童の安全に関する事項等について	こ保運第2097号	令和5年3月31日
	特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について	こ保運第36号	令和4年4月11日
	感染症等発生時の報告について	こ保人第730号	令和元年9月30日
	食品衛生法等施行に関する要綱	健食品第166号	令和3年5月25日

● 関係法令等

略称	正式名称		公布年月日
	児童福祉法	法律第164号	昭和22年12月12日
	消防法	法律第186号	昭和23年7月24日
	消防法施行令	政令第37号	昭和36年3月25日
	消防法施行規則	自治省令第6号	昭和36年4月1日
	水防法	法律第193号	昭和24年6月4日
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律第57号	平成12年5月8日
労基法	労働基準法	法律第49号	昭和22年4月7日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	厚生省令第23号	昭和22年8月30日
	最低賃金法	法律第137号	昭和34年4月15日
	労働安全衛生法	法律第57号	昭和47年6月8日
	労働安全衛生規則	労働省令第32号	昭和47年9月30日
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律第132号	昭和41年7月21日
	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	厚生労働省告示第5号	令和2年1月15日
	学校保健安全法	法律第56号	昭和33年4月10日
	学校保健安全法施行規則	文部省令第18号	昭和33年6月13日
	食品衛生法	法律第233号	昭和22年12月24日
	食品衛生法施行規則	厚生省令第23号	昭和23年7月13日

● 通知等

略称	正式名称		公布年月日
	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成29年3月31日
労働時間使用者措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン		平成29年1月20日
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン		平成21年8月
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン		平成23年3月
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン		平成28年3月
虐待の防止及び発生時の対応等ガイドライン	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂)		令和5年5月
	保育所等における利用乳幼児がいけない時間帯の保育士配置の考え方について	子保発0214第1号	令和2年2月14日
	保育所における嘱託歯科医の設置について	児発第284号	昭和58年4月21日
平成16年消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件	消防庁告示第9号	平成16年5月31日
	法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)ほか・事務連絡	平成28年4月14日
	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号	平成28年9月9日
	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号	令和2年6月12日
	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号	平成28年9月15日
	特定教育・保育施設における事故の報告等について	府子本第912号ほか	平成29年11月10日
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号	平成12年6月7日
	社会福祉施設における衛生管理について	社援施第65号	平成9年3月31日
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号別添	平成9年3月24日
食事の提供援助及び指導	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	子発0331第1号、障発0331第8号	令和2年3月31日
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号	令和2年3月31日
調理業務委託について	保育所における調理業務の委託について	児発第86号	平成10年2月18日
	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発0307001号	平成20年3月7日
	保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について	雇児保発第0329001号	平成16年3月29日

目 次

I 事業所の概況	
1 施設・設備の管理等	1
II 職員の配置等	
1 職員配置	2
2 職員の処遇	3
3 利用乳幼児への対応、秘密保持	5
III 施設運営	
1 運営規程等	5
2 非常災害対策	6
3 事故防止及び安全対策	8
4 衛生管理	10
5 苦情への対応	10
6 業務の質の評価	11
IV 児童の処遇	
1 健康診断の実施	11
V 保育の内容（保育所保育指針関係）	
	12
VI 給食・食事	
	14
VII 会計	
	16
VIII その他	
	16

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆:令和8年度指導監査重点事項

★:重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
I 事業所の概況			
1 施設・設備の管理等			
(1) 開所時間	開所時間(居宅訪問型保育事業においては保育時間)が適切かつ本市の規定する休園日以外に休園日を設けていないか。また、開所時間中は常時職員が配置されているか。配置されていない場合は、確実に連絡が取れる連絡先を保護者等に明示しているか。	開所時間(居宅訪問型保育事業においては保育時間)が適切ではない。 開所時間(居宅訪問型保育事業においては保育時間)中、職員が配置されていない時間帯がある。配置されていない場合は、確実に連絡が取れる連絡先を保護者等に明示していない。 横浜市の規定する休園日(日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで)以外に休園日を設けている。	・家庭的等認可基準条例第24条、第31条、第33条、第37条、第42条、第49条 ・市認可確認要綱第8条 ・市居宅訪問型(障害・疾病等)認可確認要綱第9条 ・休園日等に係るガイドライン ・保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について ・公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」について
(2) 設備の基準	所有または使用している不動産について、登記または賃貸借契約を行っているか。	所有または使用している不動産について、登記または賃貸借契約を行っていない。	・市認可確認要綱第14条
	家庭的保育事業所等に必要な設備が設けられているか。	設備(乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、医務室、調理設備、便所、手洗用設備、屋外遊戯場)が整備されていない。	・家庭的等認可基準条例第5条 ・市認可確認要綱第5条
	保育室等の面積が最低基準を満たすとともに、認可内容に変更が生じた場合、適切な手続きを行っているか。	居宅訪問型保育事業を行う事業所に、専用の区画を設けていない。保育の提供に必要な設備及び備品等を設けていない。	・家庭的等認可基準条例第39条
		認可内容の変更について、必要な手続きが行われていない。(設置者、施設長、保育責任者、定員等) 認可時と現況に大きな相違がある。(認可時に存在しない壁・床等がある等) 保育室や屋外遊戯場等の面積が、最低基準を満たしていない。	・家庭的等認可基準条例第22条、第29条、第33条、第34条、第49条 ・市認可確認要綱第5条、第18条 ・市居宅訪問型(障害・疾病等)認可確認要綱第17条
(3) 利用児童数	児童の受け入れについて、利用児童数は適切か。	利用児童数が適切でない。	・確認基準条例第48条
(4) 土曜日共同保育	土曜日共同保育を実施している場合、必要な手続きを行っているか。	土曜日共同保育の実施にあたり、(実施園が)区役所に届け出していない。	・土曜共同保育要綱第3条、第5条、第8条
		土曜日共同保育の実施にあたり、すべての保護者に説明し書面で同意を得ていない。	
		土曜日共同保育実施日に、依頼園が自園の保育士を共同保育実施園に1名以上かつ4時間以上配置していない。	

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
II 職員の配置等			
1 職員配置			
◆ (1) 職員配置	保育士、保育責任者、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置し、市基準の職員数が確保されているか。	<p>保育責任者を選任していない。</p> <p>嘱託医、歯科嘱託医が置かれていない。</p> <p>児童の登降園の時刻を記録するなど、職員配置が基準を満たしていることを確認できるような対応がなされていない。</p> <p>市基準の保育士数が確保されていない。</p> <p>延長保育時間帯における職員配置が適正でない。</p> <p>(小規模A) 朝夕等の児童が少数となる時間帯(各年齢で定める職員配置基準により算定される必要職員数が2人を下回っている時間帯)における保育士配置に係る特例を利用しようとしているが、要件を遵守していない。</p> <p>(小規模A、B、事業所内) 「年休等代替職員雇用費」を受けている(雇用状況表の該当する欄に0.5人の記載がある)にもかかわらず、常時2名以上の保育士を配置していない。</p> <p>(小規模C) 「補助員雇用費」を受けている(雇用状況表の該当する欄に0.5人の記載がある)にもかかわらず、家庭的保育者に加え常時1名以上の家庭的保育補助者を配置していない。</p> <p>(居宅訪問型) 家庭的保育者1名につき児童1名の配置となっていない。</p> <p>(居宅訪問型) 適切な保育を提供できる保育管理体制が構築できていない。</p> <p>直近3年間に採用した正規保育士の半数以上が退職したり、年間で半数以上退職する等、正規保育士の定着率が著しく低く、保育士の定着に関し、適切な対応がなされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第23条、第30条、第32条、第35条、第40条、第48条、附則8 ・確認基準条例第47条 ・市認可確認要綱第7条 ・市居宅訪問型(障害・疾病等)認可確認要綱第6条 ・市向上支援費等取扱要綱第8条、第9条、第11条 ・横浜市延長保育事業実施要綱第7条 ・「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について ・保育所保育指針第2章1(3)、2(3)、第3章3(2) ・保育所における嘱託歯科医の設置について

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
2 職員の処遇			
◆ (1)職員関係帳簿の整備等	職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿、労働条件通知書、賃金台帳等を整備しているか。	資格証明書、履歴書を整備していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第19条 ・市居宅訪問型(障害・疾病等)認可確認要綱第7条 ・労基法第15条、第107条、第108条、第109条 ・労基法施行規則第5条、第53条、第54条 ・労働安全衛生法第66条の8の3 ・労働時間使用者措置ガイドライン
		労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。	
		労働者名簿を整備していない。	
		職員の出勤状況等(休暇、超勤の実態確認を含む)を確認する書類を整備していない。	
		(居宅訪問型) 家庭的保育者に対する休憩時間の付与及びその取得・利用状況の把握を行い、必要な記録等を適切に保存していない。	
		賃金台帳を整備していない。	
(2) 就業規則、給与規定、育児・介護休業规程、協定	労使協定の締結や届出が必要な規則・规程等について、適切に作成の上、労働基準監督署に届け出ているか。	就業規則を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第24条、第36条、第89条
		給与规程を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出していない。 ※就業規則へ記載もしくは別规程の作成が必要	
		育児・介護休業规程を作成していない。作成していても労働基準監督署に届け出していない。 ※就業規則へ記載もしくは別规程の作成が必要	
		36協定を適切に締結していない。締結していても労働基準監督署に届け出していない。	
		24協定を適切に締結していない。	

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
(3) 職員給与等	職員の給与は、給与規程等に基づき、勤務実態に即して適正な給与水準で支給されているか。	給与が、給与規程等に基づき適正に支払われていない。手当の一部又は全部について、給与規程等に定められていないものがある。手当額が適切でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第2条、第24条、第28条、第37条、第89条 ・労基法施行規則第8条 ・最低賃金法第3条、第4条 ※各運営法人の給与規程、給料表等
		一部の職員に対して、他の職員と均衡を失する給与・手当が支給されている。初任給や昇給について職員間の均衡がとれていない。	
		未払いの超過勤務手当等がある。	
		神奈川県最低賃金以上の賃金が支払われていない。	
(4) 有給休暇	有給休暇の取得等の労働関係の法令法規を遵守しているか。	有給休暇を適切に付与・管理していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第39条 ・労基法施行規則第24条の7
		(対象となる職員が)5日間以上の有給休暇を取得していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第39条
(5) 職員の健康診断	職員の健康診断が適正に行われているか。	雇入時及び定期の職員の健康診断が実施されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第43条、第44条
(6) パワーハラスメント防止のための措置	パワーハラスメント防止のために必要な措置が講じられているか。	パワーハラスメント防止のために必要な措置が講じられていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 ・雇用管理上講ずべき措置等についての指針
◆ (7) 職員研修	職員の資質向上のため、研修受講の機会を計画的に確保しているか。	職員の研修機会が確保されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第9条 ・確認基準条例第47条 ・保育所保育指針第5章2(2)、3、4(1)

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項
 ★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等	
3 利用乳幼児への対応、秘密保持				
◆	(1) 差別・虐待等の禁止	国籍、信条、社会的身分等により差別的取り扱いをしていないか。また、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	利用乳幼児を平等に取り扱うこと、および虐待等の禁止について必要な措置を講じていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第5条、第11条、第12条、第18条 ・確認基準条例第3条、第24条、第25条、第50条 ・児童福祉法第18条の36、第33条の10 ・保育所保育指針第1章1(5) ・虐待の防止及び発生時の対応等ガイドライン
	(2) 秘密保持	業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられているか。	個人情報の保護、業務上知りえた利用者等の秘密保持について必要な措置を講じていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第20条 ・確認基準条例第27条、第50条 ・保育所保育指針第1章1(5)

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
III 施設運営			
1 運営規程等			
(1) 運営規程	家庭的保育事業所等の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。	運営規程が作成されていない。または、必要な項目が運営規程に定められていない。	・家庭的等認可基準条例第18条 ・確認基準条例第46条
(2) 重要事項の説明	あらかじめ利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。施設内に掲示又は閲覧できる状態にしているか。	重要事項説明書(または入園のしおり等)で、保護者に説明していない。 重要事項説明について保護者の同意を得ていない。 施設内に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、その他保育の選択に資する重要事項を掲示または閲覧できるような据置等をしていない。	・確認基準条例第23条、第38条、第50条
(3) 実費徴収	特定地域型保育事業に係る利用者負担額以外の、特定地域型保育事業者が提供するサービスに係る利用料は、適正な金額か。あらかじめ、保護者に用途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	実費徴収について、適正な取り扱いがなされていない。	・確認基準条例第43条 ・保育所及び地域型保育事業における実費徴収について ・保育所及び地域型保育事業における寝具に関する実費徴収の取り扱い等について
(4) 法定代理受領	特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知しているか。	当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知していない。	・確認基準条例第14条、第50条 ・法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について
(5) 連携施設	必要な連携施設を確保しているか。	連携施設を確保していない。	・家庭的等認可基準条例第6条、第41条 ・確認基準条例第42条
(6) 運営委員会の設置(小規模保育事業、事業所内保育事業のみ)	(社会福祉法人・学校法人以外が運営する施設) 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置しているか。	運営委員会を設置していない。	・市認可確認要綱第12条

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
2 非常災害対策			
(1) 防火管理	防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出、消防設備点検など、防火管理上、必要な手続きがなされているか。	防火管理者を選任していない。選任しているが、所轄消防署に届け出していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第4条、第5条、第8条、第17条の3の3 ・消防法施行令第1条の2、第3条の2 ・消防法施行規則第31条の6 ・平成16年消防庁告示第9号
		消防計画を作成していない。作成しているが、所轄消防署に届け出していない。	
		消防設備が整備され、6か月ごとの定期点検が行われていない。定期点検は行われているが、年1回の消防署への届出がなされていない。	
		消防署の立入検査の指摘事項を改善していない。	
(2) 非常災害対応	火災、地震及び風水害などの非常災害時の具体的な対応についてマニュアルを作成し、職員と共有が図られているか。	非常災害対応マニュアルが作成されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第7条、第7条の2 ・保育所保育指針第3章4(2) ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について ・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
		消防計画、災害対応マニュアルについて、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解が図られていない。	
(3) 避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	避難訓練及び消火訓練が、実施されていない月がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第7条、第7条の2 ・横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例第13条 ・震災対策条例第8条 ・市防災計画「震災対策編」 ・保育所保育指針第3章4(3) ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について ・保育施設における児童の安全対策の徹底について ・教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について
		避難訓練及び消火訓練の記録がない。記録はあるが、記載内容が適切でない。訓練が座学(紙芝居等)だけなど、具体的な避難誘導を伴ったものでない。	
		避難訓練を地域の関係機関や保護者との連携に留意して実施していない。	
		防災備蓄品・防災備品が適切に保管、記録されていない。	
		救急対応訓練を実施していない。	

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
◆ (4) 不審者対策	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練が実施されているか。	不審者対応マニュアルを作成していない。 不審者侵入対応訓練が、年1回以上行われていない。 園舎敷地をフェンス等で囲い、児童だけで園外に出られないようにするなどの、事故防止・不審者対策がとられていない。	・家庭的等認可基準条例第7条の2 ・保育所保育指針第3章3(2) ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について ・児童福祉施設等における児童の安全の確保について ・社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について
(5) 浸水及び土砂災害対策	(施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) 避難確保計画を策定し、区役所に届け出るとともに、計画に基づいた訓練を実施しているか。	(施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) ①浸水又は土砂崩れからの避難の手順等を定めた避難確保計画を策定していない。 ②避難確保計画を届け出していない。 ③浸水又は土砂崩れ等を想定した避難訓練を実施していない。	・水防法第15条の3 ・土砂災害防止法第8条の2 ・市防災計画「風水害等対策編」

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
3 事故防止及び安全対策			
(1) 設備の安全対策	施設の設備は事故の防止や、火災や地震の発生時に備えたものとなっているか。	児童の出入りする通路等に転落防止の設備が設けられていない。(2階以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第7条、第7条の2、第29条、第33条、第34条、第49条 ・建築基準条例第6条 ・自助共助推進条例第7条 ・市認可確認要綱第5条 ・消防法第8条の3 ・消防法施行令第4条の3、第10条 ・保育所保育指針第3章3(2)、4(1) ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		カーテンや敷物等が、防災性能を有するものとなっていない。	
		地震に備え、家具や備品の転倒・落下防止対策がとられていない。	
		消火器等の消火用具が整備されていない。	
		各保育室から建物出口へ2方向避難ができていない。	
		プールは、毎回、使用後に水を抜いていない。	
		昇降機に児童が自由に乗り込める可能性がある。	
		乳児、幼児及び調理室とが区画されていない。	
		安全点検表を作成し、施設、遊具、園庭等の定期的な安全点検を行っていない。	
(2) 事故防止のための措置	安全計画の策定を含め、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアルが整備されており、職員間で共通理解が図られているか。	事故防止・事故対応マニュアル等が作成されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第7条の2、第7条の3 ・確認基準条例第32条、第50条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		安全計画を策定していない。	
		安全計画や事故防止・事故対応マニュアルについて、職員会議や研修等で職員への周知、共通理解が図られていない。	
		ヒヤリハット事例の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	
		送迎バスを運行しているが、点呼等の方法でこどもの所在を確実に把握していない。	

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
◆ (3) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	事故の状況等の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認基準条例第32条、第49条、第50条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・特定教育・保育施設における事故の報告等について ・特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について
		重大な事故が発生している。	
		重大事故が発生したが、区役所に報告していない。	
◆ (4) 食物アレルギー対応	アレルギー疾患を有するこどもの対応について、保護者や医師と連携した必要な措置が講じられているか。	アレルギー疾患の対応について、保護者や医師と連携した適切な対応が行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針第3章1(3)、2(2)、3(2) ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		食物アレルギー対応について、マニュアルの整備や市のマニュアルの活用をするなど職員の共通理解が図られておらず、組織的な対応が行われていない。	
		食物アレルギー対応に関し、短期間に複数の誤食事故が発生している。	
		食物アレルギーの誤食事故が発生した場合、関係機関への報告を適切に行っていない。	
	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。また、事故発生時に関係機関への報告を適切に行い、再発防止に向けた具体的な対策が講じられているか。	食物アレルギーの誤食事故の状況等の記録、原因究明、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認基準条例第32条、第50条 ・保育所保育指針第3章1(3)、2(2)、3(2) ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(5) 保険への加入	施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しているか。	施設賠償責任保険又は児童障害保険等に加入していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・市認可確認要綱第11条 ・市居宅訪問型(障害・疾病等)認可確認要綱第10条

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
4 衛生管理			
◆	(1) 感染症及び食中毒への衛生管理	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないようにマニュアルの整備など、必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修で職員に周知され、共通理解が図られているか。	感染症及び食中毒の予防・まん延防止マニュアルが作成されていない。 感染症及び食中毒の予防・まん延防止マニュアルについて、職員会議や研修等で職員へ周知されておらず、共通理解が図られていない。 感染症及び食中毒の発生時又は感染症の疑いがあるとき、嘱託医の指示に従うなど適切な対応がなされていない。 感染症及び食中毒の発生時に嘱託医や関係機関(区子ども家庭支援課)へ速やかな連絡のうえ、その指示に沿った対応を行っていない。
	(2) 居宅訪問型保育事業者の対応	保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理が行われているか。また、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理が行われているか。	保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理が行われていない。 居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理が行われていない。
5 苦情への対応			
★	(1) 苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。また、保護者からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告するなど、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。	(苦情解決規程が作成されているか等) 苦情解決の仕組みが整備されていない。 苦情解決責任者、苦情受付担当者が設置されていない。 苦情解決のための第三者委員が設置されていない。 苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に十分周知されていない。 受け付けた苦情の記録簿がない。適切に記録されていない。 報告すべき苦情があったにもかかわらず、区に報告していない。 受け付けた苦情が、施設の苦情解決規程に基づき適正に処理されていない。

地域型保育事業（運営編）指導監査基準 ◆:令和8年度指導監査重点事項
 ★:重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
6 業務の質の評価			
(1) 第三者評価	第三者評価を受審しているか。	第三者評価が実施されていない。結果が公表されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第45条 ・市認可確認要綱第9条
IV 児童の処遇			
1 健康診断の実施			
(1) 健康診断	年2回の定期健康診断を、学校保健安全法に準じて実施しているか。	健康診断及び歯科健診を年2回実施していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第17条 ・学校保健安全法第13条 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆:令和8年度指導監査重点事項

★:重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
V 保育の内容（保育所保育指針関係）			
◆ (1)こどもの人権	こどもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して保育を行っているか。	著しく人格を傷つける言動が見られる。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第3条 ・保育所保育指針第1章1(5)
		こどもの意思及び人格を尊重した保育を行っていない。	
		こどもの発達の特性或過程を無視した対応を行っている。	
◆ (2)保育の計画	全体的な計画を作成しているか。	全体的な計画を作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針第1章3(1)(2)、第3章1(2)、2(1)
	全体的な計画に基づいて指導計画及び保健計画、食育計画等が作成され、適切に実施されているか。	長期的な指導計画と短期的な指導計画を作成していない。 保健計画、食育計画等を作成していない。	
	障害のあるこどもの保育については、他のこどもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付け、支援のための計画を個別に作成し、適切な対応を図っているか。	指導計画の中に位置付けがない。 家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針第1章3(2) ・市障害児等の保育・教育要綱第15条
	3歳未満児の保育について、個別的な計画を作成しているか。	3歳未満児の個別的な計画を作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針第1章3(2)
	長時間にわたる保育について、指導計画に位置付けているか。	長時間にわたる保育について、指導計画に位置付けがない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針第1章3(2)
	(3)保育の環境	こどもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設定や環境が整えられ、保健的環境の維持及び安全が確保されているか。	こどもの生活が豊かなものになるよう、人、物、場などの環境を構成していない。
温度、湿度、採光、換気、音などの環境を常に適切な状態に保持していない。			
感染症等が発生又は、まん延しないよう、予防対策を講じるなど、衛生管理に努めているか。		乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえた感染症対策を行っていない。	
		感染症等が発生又は、まん延しないよう、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めていない。	

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目		着眼点	指摘事項	根拠法令等
◆	(4)職員の役割分担	全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、多くの職員が替わる場合に、職員と子ども、保護者との信頼関係の構築が図られているか。	職員間の役割分担、協力体制が整えられていない。 担当の保育士が替わる場合に、保育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがされていない。	・確認基準条例第47条 ・保育所保育指針第1章3(3)、第2章1(3)、2(3)、第4章2(1)
	(5)業務の質の評価	保育士等は、保育の計画や記録等を通して、自己評価しているか。また、地域型保育事業者等は保育士等の自己評価を踏まえ、保育内容等について自己評価を行い、改善を図っているか。	事業者等が自己評価を行っていない。 事業者等が自己評価を基に保育の質の改善を図っていない。	・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第45条 ・保育所保育指針第1章3(4)(5)
◆	(6)保育中の事故防止、安全対策	子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じているか。	重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動、水遊び、園外活動などについて、必要な対策を講じていない。 食事中の誤嚥及び窒息、食物アレルギー等の事故防止対策を徹底していない。 保育中常に全園児の動向を把握するなど、事故防止のための職員間の連携や役割分担、危険箇所の確認ができていない。 消毒薬の種類に合わせた適正な使い方をしていない。また、薬品等を子どもの手の届くところに置いているなど、その管理を徹底していない。	・確認基準条例32条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・感染症対策ガイドライン
◆	(7)睡眠中の事故防止	睡眠時の事故防止について、適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行うなど、事故防止対策が図られているか。	0歳児、1歳児の呼吸確認を行っていない。 睡眠時において一部の時間帯の呼吸確認を行っていない。 年齢に応じた適切な時間間隔で呼吸確認を行っていない。 一人ひとりの子どもの呼吸確認を記録していない。	・保育所保育指針第2章1(3)、2(3)、第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・保育施設における児童の安全対策等の徹底について ・児童の午睡中の安全管理の徹底について
	(8)保育の提供に関する記録	保育の提供に関する記録が整備されているか。また、完結の日から5年間保存しているか。	保育の提供に関する記録を整備していない。 保育の提供に関する記録が5年間保存されていない。	・家庭的等認可基準条例第19条 ・確認基準条例第49条 ・保育所保育指針第1章3(3)
	(9)保護者との連携	地域型保育事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容について保護者の理解と協力を得るよう努めているか。	地域型保育事業者は、保育内容等について保護者の理解と協力を得るよう努めていない。	・家庭的等認可基準条例第26条 ・保育所保育指針第4章2

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
VI 給食・食事			
(1)給食・食事の提供	給食・食事は適切に提供されているか。	開園中(土曜日を含む)に適切な頻度で、適切な量の給食やおやつ等が提供されていない。	・家庭的等認可基準条例第15条 ・保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④
		体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人のこどもの心身の状態等に応じ、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。	・保育指針第2章1、第3章2
		調乳等は、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインに沿って対応しているか。	・乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン
	施設内で調理しているか。また、調理業務を外部委託している場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。	食事の調理が施設内で行われていない。(満3歳以上の幼児に対する食事の提供は除く) 調理業務を外部委託している場合、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されていない。	・家庭的等認可基準条例第15条、第16条 ・調理業務の委託について
(2)栄養管理 給与栄養量の目標	こどもの性、年齢、発育・発達状況等を踏まえて、「日本人の食事摂取基準」を活用して給与栄養量の目標を設定しているか。	給与栄養量の目標を設定していない。	
		こどもの発育状況を評価し、年度途中で給与栄養量の目標の見直しをしていない。	
◆(3)栄養管理 予定献立の作成	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びにこどもの身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。	栄養やこどもの身体的状況及び嗜好を考慮した予定献立を作成していない。	・家庭的等認可基準条例第15条 ・食事の提供援助及び指導 ・食事計画について
◆(4)栄養管理 給与栄養量	献立は、できる限り変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含むものであるか。	こどもの健全な発育に必要な栄養量が含有されていない。	
(5)栄養管理 給食食材の用意と調理	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	給食食材を適切に用意していない。 献立に従って食事を提供していない。	
(6)食育	健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。	食を営む力の育成に努めていない。 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。 全職員の共通理解のもとに計画的・総合的に展開されていない。	・家庭的等認可基準条例第15条 ・保育所保育指針第3章2 ・保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について

地域型保育事業（運営編）指導監査基準

◆: 令和8年度指導監査重点事項

★: 重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
(7)衛生管理	使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	食器、調理器具等の消毒を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第14条 ・食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル
		使用水の点検をしていない。 貯水槽を設置している場合、遊離残留塩素の検査をしていない。 記録が残っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第14条 ・食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食品衛生法等施行に関する要綱第8条 別表の3
		害虫の駆除作業を年2回以上実施していない。 記録が残っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食品衛生法等施行に関する要綱第8条 別表の4
	感染症及び食中毒が発生又は、まん延しないよう、予防対策を講じるなど、衛生管理に努めているか。	加熱調理食品の中心温度を測定していない。 記録が残っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則第66条の2 ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル
		調理従事者が、月1回以上の検便を実施していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食事計画について
		検査用保存食の保存日数、採取方法、保存の状態が適切でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則第66条の2第1項 別表第17 ・社会福祉施設における衛生管理について ・大量調理マニュアル ・食品衛生法等施行に関する要綱第8条 別表の7
	安全性の高い食事を提供するために検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じているか。	検食が適切に行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について ・社会福祉施設等における食品の安全確保等について

地域型保育事業（運営編）指導監査基準 ◆:令和8年度指導監査重点事項
 ★:重点事項以外の必須確認事項(社会福祉法人が運営する施設)

項目	着眼点	指摘事項	根拠法令等
VII 会計			
	(1)特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	その他の事業の会計と区分していない。	・確認基準条例第33条、第50条
	(2)会計に関する諸記録を整備しているか。	諸記録を整備していない、保存していない。	・確認基準条例第49条
	(3)職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	帳簿を整備していない、保存していない。	・家庭的等認可基準条例第19条
VIII その他			
	(1)その他、関係法令及び通知等を遵守しているか。	その他の関係法令及び通知等を遵守していない。	